

# 平成31年第4回教育委員会臨時会議事録

平成31年3月28日（木）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 平成31年 3 月 28 日（木） 午前11時00分～午前11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音  
委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育企画担当部長 白 石 高 士  
教育人事企画課長  
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 0 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 目次

### 議案

- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・4
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・4

**教育長** それでは、ただいまから平成31年第4回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、久保田委員、折井委員からご欠席との連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、議案2件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、超過勤務時間の上限に係る規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第25号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。働き方改革を推進するため幼稚園教育職員及び学校教育職員、いわゆる区費教員におきましては、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正いたしまして、超過勤務に関しその上限時間等については教育委員会規則で定めるとの規定を設けたところでございます。

この度、超過勤務における上限時間等に関する事項を定める必要があるため、これらの規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、席上に配布いたしました参考資料をご覧ください。この資料は今回の規則改正で規定する条文の概要を示したものでございまして、左側に議案第24号の幼稚園教育職員を、右側に議案第25号の区費教員を記載してございます。

なお、それぞれの規則におきまして、幼稚園教育職員については杉並区職員と、区費教員については都費教員と同じ内容を規定しております。

それでは、表の左側、幼稚園教育職員につきましてご説明いたします。第7条の2としまして、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限の規定を

設けるものでございます。原則として教育委員会が職員に超過勤務を命ずるときは、月45時間及び年360時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずる旨を定めるものでございます。

表の下の方を見ていただきまして、ただいまご説明いたしました原則の時間を超えて超過勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると教育委員会が認めた場合には、月100時間未満、年720時間などの範囲内で必要最小限度の超過勤務を命じることができる旨を定めてございます。

2ページの左側をご覧ください。大規模な災害への対処、その他重要な業務であって、特に緊急に処理をすることを要するものとして、教育委員会が認める特例業務につきましても、原則及び公務に著しい支障が生じると認めた場合の時間を超えて超過勤務を命じることができる旨を定めてございます。

また、教育委員会は特例業務について超過勤務を命じる場合には、超過勤務を必要最小限度のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限に配慮することとともに特例業務に従事した後、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないと定めてございます。

以上が、幼稚園教育職員に係る改正の内容でございます。

続きまして、学校教育職員につきましてもご説明いたします。1ページ目の右側をご覧ください。と思えます。

区費教員の超過勤務における上限時間等につきましては、都費教員と同じ内容に定めるものでございます。原則の時間につきましては、幼稚園教育職員と同じものでございます。

次に、表の一番下をご覧ください。他律的業務の比重が高い職場として教育委員会が定める職場に勤務する職員につきましても、幼稚園教育職員においては、公務に著しい支障が生じると認めた場合として定めたものと同じ時間を定めるものでございます。

なお、他律的業務といたしましては、業務量、業務の実施時期、その他業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務と定義をしてございます。

ただいまご説明した部分の1つ上の段をご覧ください。この規定は、他律的業務の比重の高い職場から、原則の職場に異動した場合の職員の超過勤務の上限時間を定めるものでございます。

次に2ページをご覧ください。特例業務の例示として大規模災害への対処のほか、児童または生徒の指導に関する緊急の措置を定めてございます。

最後に、議案第24号、幼稚園教育職員の規則の議案を2枚おめぐりいただき、附則をご覧ください。議案第25号を含めまして施行期日は平成31年4月1日としてございます。なお、これらの議案につきましては条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

**教育長** 幾つか難しい表現がされているところはあるのですが、まずは、無用な長時間勤務をしてはいけませんということですね。それから、月単位であったら45時間、年単位で360時間という上限を定めたわけですが、年間で360時間とはいうものの特定の月に超勤時間が偏るようなこともいけないということです。例えば半年間の間に360時間ということは、月にすればかなりの時間になるわけで、平均すれば上限内にはなるかもしれないけれども、一定の期間に大幅に集中するようなことは避けなくてはいけないということを、こういう難しい表現でしていると理解すればいいわけですね。

**庶務課長** お見込みのとおりでございます。基本的に働き方改革のところで出てきた話ですので、いかにそれを抑えるのか、抑制していくのか、また何かあったときにはそれを検証して、そうならないようにしていくにはどうしたらいいのか、そこに立ち返っていくという規則の考え方と理解します。

**教育長** そのために、場合によっては事後になぜそうなったかということをきちんと検証して、そういったことが常に繰り返されることがないように是正をしていくことも大事であるというところまで、この規則の中には入っているというわけですね。

**庶務課長** よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第24号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第24号につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第25号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第25号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。